

( 部内限 )

投 融 資 業 務 参 考 資 料

昭 和 51 年 9 月

林業開発協力部 林業投融資課



国際協力事業団	
受入 月日	'84. 8. 28
	000
登録No.	14238
	88
	FDF

国際協力事業団	
受入 月日	52. 3. 8
	Q
登録No.	5212
	T1.42
	Fb/Fb.2

投融資業務参考資料目次

第1章 投融資制度の概要

1. 当事業団の投融資業務新設の経緯	1
2. 投融資業務の範囲	3
3. 関連施設整備事業への融資	5
(1) 前提条件	5
(2) 貸付対象者	7
(3) 貸付対象施設	9
(4) 貸付条件	12
4. 試験的事業等への融資	14
(1) 前提条件	14
(2) 貸付対象者	15
(3) 試験事業	15
(i) 貸付対象事業	15
(ii) 貸付対象事業費	15
(iii) 貸付条件	16
(4) 試験的事業	16
(i) 貸付対象事業	16
(ii) 貸付対象事業費	18
(iii) 貸付条件	18
(5) 準試験的事業	19
(i) 貸付対象事業	19
(ii) 貸付対象事業費	20
(iii) 貸付条件	20

JICA LIBRARY



1033828[3]

5.	出 資	20
(1)	出資対象事業	20
(2)	出資の限度	21
(3)	出資の方法	21
(4)	株式の処分	21
6.	貸付け等に係る調査	22
(1)	調査の目的	22
(2)	調査項目	23
(i)	一般調査	23
(ii)	国際協力効果に係る調査	24
(iii)	債権の保全及び回収に係わる調査	25
(3)	調査実施基準	27
(4)	調査結果の報告	28
第2章 資金需要把握と予算		
1.	翌年度予算概算要求	29
2.	当年度予算実行計画	30
第3章 貸付事務		
1.	借入相談から貸付決定までの手続き	31
(1)	借入相談	31
(2)	予備申請書	32
(3)	審査調書の作成	34
(4)	審査調書要約の作成	36
(5)	投融资案件説明資料の作成	36
(6)	関係者への説明, 協議	36
(7)	借入申込書の受理	37

(8) 貸付承諾	37
(9) 貸付条件決定通知書	39
2. 貸付実行手続き	40
(1) 貸付契約の締結	40
(2) 資金交付願の受理	45
(3) 貸付実行裏書	48
(4) 支出負担行為書	50
(5) 資金交付と利息の徴求	52
(6) 貸付記入帳	55
<b>第4章 貸付金の管理</b>	
1. 貸付資金管理	56
(1) 貸付契約	56
(2) 貸付金の交付	57
(3) 期日管理	57
(4) 完済に伴う措置	57
2. 貸付金債権管理	58
(1) 指示事項通知書	58
(2) 資金使途の確認	58
(3) 工事完成、事業実施状況の確認	59
(4) 貸付けの相手方の調査	59
(5) 貸付条件の変更	59
(6) 担保権の管理	60
(7) 保証人	60
(8) 繰上償還の指示	61
(9) 期限前償還	63

(10) 損 害 金 .....	63
第5章...そ の 他 .....	
1. 残高証明書発行 .....	64
2. 統計資料作成 .....	64
参 考 契 約 証 書 株 式 例 .....	65

# 第1章 投融資制度の概要

項 目	規 定	説 明						
<p>1. 当事業団の投融資業務の新設の経緯</p>	<p>海外における開発事業に対する投融資については、従来、日本輸出入銀行（輸銀）および海外経済協力基金（基金）を主体とし、さらに海外貿易開発協会（海外貿）がこれにあたってきた。</p> <p>しかしながら海外開発事業に対する投融資は単に企業の観点からだけでなく、国際協力の観点から実施する必要があり、技術協力と資金協力の連携を深めてその効果を高めるという主旨から、従来の海外貿の業務の一部を海外技術協力事業団（OTCA）に移管し、移住事業団をも含めて国際協力事業団として発足させたものである。</p> <p>このため、海外投融資は主として輸銀、基金、事業団が分担して行いこととなった。</p>	<p>海外貿から事業団に移管された業務</p> <table border="1" data-bbox="486 488 657 952"> <tr> <td>海外貿</td> <td>事業団</td> </tr> <tr> <td>合理化資金</td> <td>→ 関連施設整備資金</td> </tr> <tr> <td>開発試験資金</td> <td>→ 試験的事業等資金</td> </tr> </table> <p>○ 資金協力と技術協力との連携の具体例</p> <p>① 事業団が実施する調査</p> <p>事業団が実施する調査のうち開発協力調査（3号調査）は、本来政府ベースの調査を実施してその結果、開発計画を作成し、この計画に乗って民間企業が進出し、その企業に事業団が投融資をするものである。</p> <p>しかし林業にあっては民間の調査が先行している地域がほとんどであるので途</p>	海外貿	事業団	合理化資金	→ 関連施設整備資金	開発試験資金	→ 試験的事業等資金
海外貿	事業団							
合理化資金	→ 関連施設整備資金							
開発試験資金	→ 試験的事業等資金							

項 目	規 定	説 明
		<p>中から政府ベースの調査が実施されているのが実情であるから今後は本来の形の調査が実施されることとなる。</p> <p>具体的には予算編成の段階で調査と投資の調整を図っている。</p> <p>② 技術指導</p> <p>事業団が投融資している現地開発事業に対し、本邦貸付先の申請に基づき、事業団が経費の全部又は一部を負担して、技術指導のために専門家を派遣するものである。</p> <p>③ 現地従事者研修</p> <p>事業団が投融資しているか、又は、投融資を予定している現地開発事業の現地人従事者を対象として、本邦貸付先の申請に基づき、事業団が経費の大部分を負担して、日本において研修を実施するも</p>



<p>2 投融資業務の範囲</p>	<p>業務の範囲は事業団法第21条第1項第3号イ、ロ、ニに次のように規定されている。</p> <p>「(3)開発途上地域等の社会の開発並びに農業及び鉱工業の開発に協力するため、次の業務を行うこと。</p> <p>イ 開発途上地域における住民の福祉向上のための文化、交通、通信、衛生、生活環境に係る施設の整備事業又は開発途上地域等における農林業若しくは鉱工業に係る開発の事業（以上次条までにおいて「開発事業」と総称する。）に付随して</p>	<p>のである。</p> <p>海外投融資機関の業務の分担</p> <p>① 輸銀一一般の開発事業のほとんど全て の融資事業を担当する。</p> <p>② 基金一開発事業のうち出資事業および 融資事業のうち、栽培を主体とする事業を担当する。</p> <p>。 「開発途上地域等」の「等」の意味 ここでいう開発途上地域とはDACの分類による地域のうち韓国および台湾を除く地域をいう。具体的には資料を参照すること。</p> <p>開発途上地域等の等とは業務方法書第17条に規定されたとおり開発途上地域に準ずる地域で事業団法第23条にいう業務実施方針に明示された地域をいう。</p> <p>輸銀は対象地域は全く制約がないが、基金は開発途上地域等の等を含まず、開発途</p>
-------------------	---	---

項 目	規 定	説 明
	<p>必要となる関連施設であって、周辺地域の開発に資するものの整備（次条において「関連施設の整備」という。）に必要な資金を貸し付け、又は当該資金の借入に係る債務を保証する。</p> <p>ロ 開発事業のうち試験的に行われる事業（石油（オイルサンド及びオイルシェールを含む）、可燃性天然ガス及び金属鉱物に係る鉱業並びに工業に係るものを除く。）であって、技術の改良又は開発と一体として行なわれれば、その達成が困難であると認められるもの、その他これに準ずる事業として政令で定めるもの（次条において「試験的的事业等」という。）に必要な資金を貸し付け、若しくは当該資金の借入に係る債務を保証し、又は当該資金を供給するための出資をするこ</p>	<p>上地域に限定されている。</p> <p>。「(石油、可燃性ガス及び金属鉱物に係る鉱業並びに工業に係るものを除く。）」の意味</p> <p>鉱業については試験的の事業は石油開発公団および金属鉱業事業団において実施することとなり、工業については日本国内において実施でき、現地での事業は想定されないので除いている。</p> <p>。 林業投融資課の業務</p> <p>① 林業に係る関連施設整備事業への融資</p> <p>② 林業に係る試験的の事業等への融資および出資</p> <p>③ ①および②に関する調査（投融資等調査）</p> <p>ただし海外引継案件については「海外貿易開発協会からの引継投融資案件の処理</p>

	<p>と。</p> <p>ニ イ又はロの規定による貸付け、債務の保証又は出資の対象となる事業及びびハの規定により事業団が行う事業に必要な調査及び技術の指導を行うこと。」</p>	<p>について」により担当部を決定することと している。</p> <p>すなわち、原則として鉱工業投融資課が担当するものとするが次の案件は林業投融資課に移管することになっている。</p> <p>(i) 貸付（ディスプレイス）未実行分があるもの。</p> <p>(ii) 追加融資をすることが予定されるもの。</p> <p>(iii) 技術指導が予定されるもの。</p>
<p>3. 関連施設整備事業への融資</p>	<p>(1) 前提条件</p> <p>事業団法第22条第1項のイ、ロに次のように規定されている。</p> <p>「第22条 次の各号に掲げる業務については、事業団は、当該各号に定める要件を満たす場合に限り、当該業務を行なうことができる。</p> <p>(1)前条第1項第3号イに掲げる業務 次のイ及びロのいずれにも該当すること。</p>	<p>。 公的金融機関の融資</p> <p>関連施設整備事業への融資は本体事業への融資ではなく、本体事業に付随するものであるという考え方により、次に掲げる機関の融資を前提としている。</p> <p>① 輸 銀</p> <p>② 基 金</p> <p>③ 当 事 業 団</p> <p>④ 石 油 開 発 公 団</p>

項 目	規 定	説 明
	<p>イ 当該開発事業につき、日本輸出入銀行、海外経済協力基金、事業団その他政令で定める機関からの資金の貸付け、債務の保証又は出資（以下「貸付け等」という）があること。</p> <p>ロ 当該関連施設の整備につき、日本輸出入銀行及び海外経済協力基金から貸付け等を受けることが困難であると認められること。」</p>	<p>⑤ 金属鉱業事業団</p> <p>⑥ 農林中央金庫</p> <p>⑦ 商工組合中央金庫</p> <p>当事業団が含まれている意味は、事業団は試験的事業については本体事業を対象とできるので、事業団が本体事業である試験的事業に融資している場合に、その関連施設であれば対象とすることができるといふことである。</p> <p>。 輸銀および基金との調整</p> <p>輸銀および基金が融資することが困難であるというのは単に輸銀、基金が独自で判断するという意味ではなく、事業団として独自に審査した案件について輸銀、基金に説明した上で調整を図り、どちらで融資するかを決定するという意味である。</p> <p>このことについては、融資申込者に対し</p>

	<p>(2) 貸付対象者</p> <p>国協通第3号「関連施設整備資金及び試      験的事業等資金の貸付要綱」第4条に次      のように規定されている。</p> <p>「第4条 関連施設の整備に必要な資金      の貸付けの相手方は、原則として本邦人又      は本邦法人であって、次の各号の一に該当      するものとする。</p> <p>① 自ら開発事業を行なうもの。      ② 開発事業を行う現地法人に出資してい      るもの、又は出資するもの。      ③ 前号に該当する本邦法人に出資するも      の。      ④ 日本輸出入銀行等から貸付け等のある</p>	<p>事業団の対象となる施設について説明し、      輸銀又は基金への説明に際しては、当初か      ら事業団への申込部分を明確に区分した上      で説明するより事前に指導する必要がある。</p> <p>○ 「(1)自ら開発事業を行うもの」とは、      いわゆる直接事業といわれるものであり      伐出事業については想定されず、例えば造      林の場合に借地、或いは相手国の法律によ      り借地出来ない場合の現地企業への融資が      想定されるが、この場合、技術的、経営的      に日本側に主導権が確保されていることが      前提となる。</p> <p>○ (4)の意味      例えば円借金のケースについてその事業      を相手国から請負った企業が行う事業が想      定される。</p> <p>○ いわゆる融資買材の取扱</p>
--	---	---

項 目	規 定	説 明
	<p>開発事業に参画し、又は協力するものであって、事業団が特に適当と認めるもの。」</p>	<p>ほとんどの国において外国企業にはコンセッションを与えないことが法定されているので、コンセッションパートナーをパートナーとする合弁企業がパートナーから事業を請負り形態でもって事業が実施されている。</p> <p>しかし、従来、融資をして、その代償として丸太をうけとる融資買材の方式がほとんどであったが、徐々に合弁方式に切換えられつつあるものの、依然として融資方式が存在する。</p> <p>融資方式の場合であっても、ほとんど全部の資金が日本側から出ている。技術援助契約がある等、日本側に経営の主導権がある場合であっても、自ら開発事業を行なうものとして取扱い。</p>

	<p>(3) 貸付対象施設          貸付対象施設は開発事業に付随するものであり、かつ周辺地域の開発に資するものであることが事業団法(第21条)で規定されている。</p>	<p>。「開発事業に付随する施設」とは          50. 6. 10 付, 外務省開発協力課資料「国際協力事業団の関連インフラについて」に次のとおり定義されている。          開発事業に付随する施設とは生産等のため直接的に必要とされる施設は含まず, 道路, 港湾等の輸送施設, 住宅, 水道, 下水道, 教育施設, 厚生施設等を指す。          なお, 当該開発事業の円滑な実施に全く関係のない施設は対象外であるが, 相手国政府, 地域当局あるいは地域住民の要請により必要となる施設は含まれる。          。 周辺地域の開発に資する施設          前掲外務省資料で次のとおり定義されている。          周辺地域の開発に資する施設とは周辺地域の経済開発のみならず社会開発も含むも</p>
--	---	--

項 目	規 定	説 明
		<p>のである。周辺地域の社会開発に資する関連施設とは、地域住民の福祉の向上のための施設であり、当該事業あるいは同従業員及びその家族専用とされるものは原則として対象としない。</p> <p>周辺地域の経済開発に資する関連施設には当該開発事業以外の農林業、鉱工業等の事業の開発に資する施設が含まれる。</p> <p>周辺地域の開発に資するか否かの判断に当たっては、現時点に限らず、相手国政府あるいは地域当局の開発計画等に基づき、近い将来同地域の開発に役立つことが現段階で判然としているものも含めて考慮する。</p> <p>対象となると判断される施設については部分的に対象とするのではなく、全体をその対象とするものである。</p>



<p>○ 貸付対象施設の具体例</p> <p>当面、次の施設は対象とするものとするが、ここに表示されていない施設については、事業団法に準拠して判断するものとする。</p>	<p>公民館，集会所，役場，郵便局，税関，警察署，駐在所，消防署，消防車，救急車，学校，教会，寺院，病院，診療所，水道，下水道，市場，共同浴場，貯水場，汚水処理場，図書館，体育館，運動場，プール，公園，通信施設，航路標識，訓練所，普及施設，道路，橋梁，トンネル（地域の主要道路および一定規模以上の集落を経由する道路を対象とし，事業林道は対象としない）</p> <p>港湾施設，発送電施設，貯蔵施設，飛行場，航空機，駅，鉄道，運河，用排水施設，住宅（特に必要と認める場合以外は対象としない。学校，病院等の職員のための住宅は</p>
---	--

項 目	規 定	説 明										
	<p>(4) 貸付条件            貸付条件は当面以下のとおり運用するとい            うことで関係省庁の間で合意に達してい            るものである。</p> <p>(i) 融資率</p> <table border="1" data-bbox="758 965 957 1550"> <thead> <tr> <th>事 業 費</th> <th>融 資 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 億円以下</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>3 億円超 15 億円以下</td> <td>70% (3 億円超分)</td> </tr> <tr> <td>15 億円超 30 億円以下</td> <td>70% (全体として)</td> </tr> <tr> <td>30 億円超</td> <td>個別に定める</td> </tr> </tbody> </table>	事 業 費	融 資 率	3 億円以下	100%	3 億円超 15 億円以下	70% (3 億円超分)	15 億円超 30 億円以下	70% (全体として)	30 億円超	個別に定める	<p>対象とする。</p> <p>○ 計算例            例えば、8 億円の場合、最初の 3 億円に            ついては 100%、残りの 5 億円については            70% であるので、<math>3 \text{ 億円} \times 100\% + (8 - 3) \text{ 億円} \times 70\% = 6 \text{ 億} 5 \text{ 千万円}</math> となり、結            果として融資率は <math>6.5 / 8 = 81\%</math> となる。</p> <p>○ 海外買案件の取扱い            海外買案件への追加融資については事業            費は海外買分を含めて起算する。</p> <p>○ ナショナルプロジェクトの定義            ナショナルプロジェクトとはそのプロジ            ェクトの実施が閣議決定されたもの、およ</p>
事 業 費	融 資 率											
3 億円以下	100%											
3 億円超 15 億円以下	70% (3 億円超分)											
15 億円超 30 億円以下	70% (全体として)											
30 億円超	個別に定める											

(iii) 利率(年率)		
専業費	利率(%)	
15億円以下	0.75	
15億円超	2.0~3.5	
但しナショナルプロジェクト	2.0	
造林関連	2.0	
(iii) 貸付形式		
当初、限度貸付契約証書貸付とし、貸付実行が完了した時点で、事業の完了を確認した上で債務承認を行なうとともに併済契約証書貸付に移行させる。		
(iv) 償還方法		
償還期限は20年以内(ナショナルプロジェクトは30年以内)とし、内、据置期間は5年以内とする。		
上記の前提条件をふまえ、現地開発事業体の償還能力を、財務諸表から査定し、現地開発事業体の存続期間、輸銀、基金の		

び、これに準ずるもの。

項 目	規 定	説 明
4. 試験的事業等への 融資	<p>条件、施設の耐用年数等を勘案して定めるものとする。</p> <p>(V) 担保 原則としてとらない。</p> <p>(VI) 保証人 原則として銀行保証とする。ただし同族会社の場合は経営責任という意味から代表者の個人保証を併せてとることとする。</p> <p>(1) 前提条件 事業団法第22条第1項(2)に次のように規定されている。</p> <p>「(2)前条第1項第3号ロに掲げる業務 当該試験的事業等につき、日本輸出入銀行及び海外経済協力基金から貸付け等を受けることが困難であると認められること。」</p>	<p>。 「試験的事業等」の意味 試験事業、試験的事業、準試験的事業をあわせていう。</p>

	<p>(2) 貸付対象者 関連施設整備事業に準ずる。</p> <p>(3) 試験事業</p> <p>(i) 貸付対象事業 林業にあつては当面、試験造林が対象に想定されている。 試験造林とは当該地域において造林の実績がなく、造林技術が全く確立されていない場合に試験設計に基づき、当該地域に適した造林技術のあり方をさぐるものをいう。 試験造林の事業期間は5年以内とする。</p> <p>(ii) 貸付対象事業費 原則として試験事業に必要な経費は全て対象とする。 ただし、土地の取得については、事務所等敷地、苗畑用地は認めめるが、造林用地は原則として認めない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の考え方 自然的条件が異なる地域は別の地域とみなす。</li> <li>○ 事業期間を5年以内とする根拠 成林の見込がたつまでとするとし、5年を経過すればおおよそ成林の可否が判断できるとしているものである。</li> <li>○ 事業費の具体例 用地取得費及び借地料、苗畑造成費、育苗費、地拵費、植付費、保育費(下刈、除草、つる切、施肥、防除等)宿泊施設、苗畑施設、苗畑用および造林用機械、車輛、林道、作業道、造林地保全施設、実施設計</li> </ul>
--	---	---

項 目	規 定	説 明
	<p>(iii) 貸付条件</p> <p>㉑ 融資金率 事業費は1億円以下とする。融資金率は100%とする。</p> <p>㉒ 利率(年率) 0.75%とする</p> <p>㉓ 償還方法 償還期限は20年、内、据置期間は5年とする。</p> <p>㉔ 貸付形式、担保、保証人 関連施設整備事業に同じ。</p> <p>(4) 試験的事業</p> <p>(i) 貸付対象事業 貸付対象事業は当面、試験的造林と未利用樹加工が想定される。</p> <p>試験的造林は事業内容としては試験造林に該当するものであるも、事業費が1億円をこえるもの、及び事業内容から</p>	<p>費、管理費(監督費、技術指導費、資材費)雑費。</p>

	<p>みて、本来的な試験的造林がある。</p> <p>本来的な試験的造林は企業ベースにのりうるかどりについて経営的観点から試験を行なうもので、毎年、一定規模のまとまりのある造林を実施することによって、企業ベースにのりうる技術体系における造林技術の確立を目的とするものである。</p> <p>なお、全体事業規模は1.5億円以下のものに限ることとしている。</p> <p>( 未利用樹加工は、現在我国において利用されていない樹種について、その加工技術を確立することにより、未利用樹の有効利用を企図するものである。当画は用材利用のための製材技術、パルプ材利用のためのチップ化技術が考えられるが、併行して造林を実施するものを主体に対象として取上げていくべきであるとされ</p>	
--	--	--

項 目	規 定	説 明
	<p>ている。</p> <p>(ii) 貸付対象事業費 試験造林に準ずる。</p> <p>(iii) 貸付条件</p> <p>㊦ 融資金率 事業費15億円以下のものに限定し、 融資金率は70%とする。 特に必要と認められる場合は75% まで認める。</p> <p>(イ) 利 率 (年率) 試験的造林は25%とする。 未利用樹加工は25～3.5%の間で 個別に決定される。</p> <p>㊧ 償還方法 試験的造林については据置期間は10 年を上限として、最短伐期とし、償還 期限は30年を上限として、伐採完了</p>	<p>。「特に必要と認められる場合」 ナショナルプロジェクトの場合を想定し ている。</p> <p>。 未利用樹加工の利率 一般には3.5%となると思われる。 。 標準伐期</p>



時とする。

未利用樹加工については償還期限は  
20年、うち据置期間は5年を上限と  
する。

(四) 貸付形式、担保、保証人  
関連施設整備事業に同じ。

(5) 準試験的事業

(1) 貸付対象事業

試験的事業の性格を有する事業であつ  
て、事業費が15億円以上の事業および  
ナショナルプロジエクトが想定される。

樹種	伐期令
キリ パルサ	10年
アルビジア ユーカー カリビアマツ	15年
メルクシマツ ベンクエットマツ ターミナリア	20年
ラジアータマツ マホガニー チーク メランティ(ラワン)	30年以上

。 該当事業の決定方法

ナショナルプロジエクトとして閣議決定  
されるか、又は関係省庁(大蔵省、外務省、  
農林省)間において準試験的事業としてと  
り上げることが決定された事業を対象とす

項 目	規 定	説 明
5. 出 資	<p>(ii) 貸付対象事業費 準試験的造林は試験的造林に準ずる。</p> <p>(iii) 貸付条件</p> <p>㊦) 融資金率, 利率 個別に決定する。</p> <p>㊧) 償還方法 試験的事業に準ずる。</p> <p>㊨) 貸付形式, 担保, 保証人 関連施設整備事業に同じ。</p> <p>(1) 出資対象事業 業務方法書第29条に次のように規定されている。</p> <p>「第29条 試験的事業等に係る資金の出資は, その試験的事業等が特に必要であり, 事業計画の内容が適切であり, かつ, 資金の貸付け, 又は債務の保証に代えて出</p>	る。

賁しなれば当該事業の達成が著しく困難であると認められる場合に限りこれを行なうこととする。」

(2) 出資の限度

業務方法書第30条に次のように規定されている。

「第30条 出資の限度は出資を受ける者の試験的事業等に必要な資金に充当される資本金の50%以内で、事業団において出資を行なうことが必要と認める金額とする。」

(3) 出資の方法

業務方法書第31条に次のように規定されている。

「第31条 出資は原則として、株式の引受け、払込みの方法による。」

(4) 株式の処分

業務方法書第32条に次のように規定さ

項 目	規 定	説 明
<p>6. 貸付け等に係る調査</p>	<p>れている。</p> <p>「第32条 事業団は株式（株式に準ずるものを含む。以下同じ。）がその取得価格以上の適当な価格で処分し得るようになった場合又は取得価格以下であっても当該株式を処分することが必要かつ適当であると認められる場合には速かに株式の処分に努めるものとする。」</p> <p>調査の実施については、「投融資審査等調査の実施了解事項」によることとしている。</p> <p>(1) 調査の目的</p> <p>投融資業務が開発途上地域等の社会の開発並びに農林業及び鉱工業の開発に必要な資金の円滑な供給を図ることによって、これらの地域の経済及び社会の発展に寄与し、国際協力の促進に資するとの業務の目的に沿って適正に運営されることを確保する見</p>	

	<p>地から、貸付け対象事業の有する国際協力効果の実現及び当該貸付け等に係わる債権の保全及び回収を確保するために、貸付け等に係わる調査を実施する。</p> <p>(2) 調査項目</p> <p>(i) 一般調査</p> <p>㊦ 事業実施地域における政治、経済及び社会環境の概要（政治、経済、社会環境上の特色、主として経済政策、制度、開発計画、対外政治経済政策等）</p> <p>㊧ 事業実施地域の実情から見た事業計画内容の妥当性、事業計画内容の正確性、社会経済環境から見た事業計画の評価（立地環境の適否、経済性、公共性から見た規模、質の評価等）。</p> <p>㊨ 事業の実態と運営及び管理状況、事業の進捗状況（或は計画内容）、事業の進捗状況（或は計画の具体性）、事業実</p>
--	--

項 目	規 定	説 明
	<p>施主体の内容(組織, 経営等), 運営管理の実情等。</p> <p>(ii) 国際協力効果に係わる調査</p> <p>㊦ 事業実施地域の属する中央又は地方政府等の政策における事業の位置付け</p> <p>一 経済政策, 開発計画等との整合性, 許認可及び条件付与等の確認, 事業に対する要望及び評価等。</p> <p>(イ) 事業の事業実施地域及びその周辺地域の経済及び社会の開発に資する度合並びに将来の開発に及ぼす影響</p> <p>一 事業実施地域及びその周辺地域の産業とその環境(地場産業, 就業状況, 集落分布, 就業状況, 生活様式等)。事業実施地域及びその周辺地域の既存インフラ施設の利用状況。事業対象インフラ施設の必要度(既存インフラ施</p>	

	<p>設との競合，補完関係，地域住民への開放状況と利用度或は利用可能性，地域住民の期待度等）。事業の現地経済事情（雇用，所得，財政，貿易，関連産業進出等）に及ぼす効果。事業の現地社会事情（地域人口移動，人口増加集落形成，文化水準の向上等）に及ぼす効果。事業対象インフラ施設による周辺インフラ建設への誘発効果（地域開発促進，既存インフラ施設の改善，管理，新施設の設置等）。</p> <p>㌸) 事業実施地域における事業に対する評価又は要望—経営，労使関係，地域環境等に関する評価又は要望。インフラ施設に対する認識，評価，管理，改善等）。</p> <p>㌹) 債権の保全及び回収に係わる調査</p> <p>㌺) 事業実施主体の事業計画遂行能力—</p>

項 目	規 定	説 明
	<p>経営能力（経験，識見，統制力等），  内部組織（経理，営業，労務管理等）  従業員（構成，給与，モラール等），  労使関係，取引銀行評価，資本系統等</p> <p>(イ) 貸付金の用途—対象物，規模，質，  金額，建設状況等の確認</p> <p>(ロ) 貸付条件の履行状況—貸付契約事項  遵守の確認</p> <p>(ハ) 事業実施主体の経営状況—事業の進  捗状況，営業状況，経理状況，銀行取  引状況，事業計画（生産，販売計画等）  の進捗状況，事業遂行上の各種問題点，  各種協定書の遵守確認等</p> <p>(ニ) 事業の将来の運営計画—計画の有無，  妥当性，具体性，問題点，事業団との  関係への影響等</p> <p>(IV) その他，目的を達成するために必要な</p>	



	<p>事項一他の関連する事業の調査，国内農 林業への影響，資料の収集等</p> <p>(3) 調査実施基準</p> <p>次のいずれかの場合に実施するものとす る。</p>	
	<p>(i) 国際協力効果に係わる調査の場合であ って，事業実施地域関係機関，地域住民 等の要請等を確認し，事業実施主体のと るべき措置を検討指導することが，必要 であると認められる場合</p> <p>(ii) 事業の種類，態様，又は事業実施地域 等が事業団からの貸付け等の対象として 初めての場合であって，国内調査だけで は事業計画内容又は事業実施の把握が不 十分であると判断される場合</p>	
	<p>(iii) 貸付金の使途又は貸付条件の履行状況 の把握又は確認が国内調査と合わせて， 特に必要であると認められる場合。</p>	

項 目	規 定	説 明
	<p>(V) 事業実施主体の経営内容が著しく悪化しているか、又は事業実施地域の投資環境の著しい変化により経営内容の悪化又は事業計画の変更が十分予想される場合。</p> <p>(VI) その他投融资業務の円滑かつ適正な運営に資するため主務官庁が特に必要であると認める場合。</p> <p>(4) 調査結果の報告</p> <p>現地調査を終了後は、速かに調査の結果の報告書を作成し、審査調書作成のための資料の1部とするとともに別途、総裁、副総裁、関係理事、関係部長及び主務官庁に提出するものとする。</p>	

## 第2章 資金需要把握と予算

項 目	手 続 統 計	説 明
<p>1. 翌年度予算概算 要求</p>	<p>要求書編成の手順は昭和52年度でいえば別紙の通りである。</p> <p>この作業に合わせて林業投融资課としての作業の概要は次の通りである。</p> <p>① 個々の借入相談による資金需要の把握。</p> <p>② 林野庁計画課の「海外林業開発プロジェクト調査」（毎年度初めに日本製紙連合会、木材輸入協会等の業会団体を通じて実施する。）に対する協力による資金需要把握。</p> <p>③ 上記①②の調査等にもとづいて翌年度の資金需要概算額を算出し、個々のプロジェクト別の説明書を付して概算要求資料として仕上げる。</p>	

項 目	手 続 統 括	説 明
2. 当年度予算実行計画	外務省予算交付 ↓ 事業計画, 資金計画, 収支予算作成決定 ↓ 各予算項目別金額決定 ↓ 各予算項目別実行予算通知 ↓ 関係各部配分額決定 ↓ 農林関係業務実行計画作成 ↓ 当年度農林資金枠決定(貸付計画)	当年度の予算(貸付計画)の実行見込については、前年度から常時把握する努力を続ける必要がある。 しかし事実上は前記1の翌年度概算要求の編成作業を通じて、その前提作業として、当年度分の実行見込額をできうる限り正確に把握することが必要になる。 なお年度予算実行計画に計上されていないプロジェクトであっても、わが国の国際協力方針に反せず、事業団法等に照らして妥当な計画であれば、常に借入相談に応じていくことが可能である。

### 第3章 貸付事務

項 目	手 続	説 明
1. 借入相談から貸付決定までの手続き (1) 借入相談	内談カードの記入、回覧。	<p>借入相談があった場合、内談カードにプロジェクトの概要を記入し、担当理事まで回覧する。</p> <p>プロジェクト内容の進展に応じてその主な動きを担当理事に報告すると共に、内談カードの二枚目記録欄にその要点を記入し担当課長の閲覧印を受け、事態の推移を明らかにしておく。</p> <p>事業団の融資案件は云々までもなく、わが国の対外政策、国内施策、予算上、制度上の制約等とのからみがあるので、なるべく独断を避け借入相談を受けた場合は適当な時期を逸んで適宜林野庁、農林省国協課等の関係官庁と連絡をとり指導を受けつつ事務処理を進</p>

項 目	手 続 統 計	説 明
(2) 予備申請書	予備申請書及び付属資料の提出を受け正式な審査事務を開始する。	<p>める。</p> <p>借入相談の段階で、借入申込者の実施する事業内容の事業団の制度に対する適格性を一応判断し、正式な審査を開始する。</p> <p>正式な借入申込書に先立って予備申請書を提出させる趣旨は次の通りである。</p> <p>事業団の融資対象プロジェクトは概して国内外の制度や諸情勢と複雑にからみあっており、時間的な推移との関係もあり、当初から貸付金額、貸付条件等のメドがつかない場合が多い。従って最終的に借入者と貸付機関の合意に達する手続きとしては、借入申込書→貸付承諾→貸付条件通知→限度貸付契約というステップを要するのであるが、それ以前に借入申込会社の正式な意志表示としての予備申請書によって事業団の制度との適合性を検討していくことになる。</p>

会社としても、予備申請書から借入申込書への過程を通じて、事業団の制度内容を充分に把握し、借入申込金額、借入条件を確認し、資金計画を含めて、事業計画を最終的に決定することになる。

いわば借入申込と承諾という法律行為をできり限り明確な整理された形で進めることをねらったものであろう。予備申請書を用いず借入申込書のみで処理しよとすると、借入先の方針変更による借入申込撤回、借入申込内容の訂正、変更、あるいは、事業団の方針による査定等事務手続き上徒らに複雑になり、双方の意志確認に手間どることになる。

なお、予備申請書はもちろん借入申込書を受理したとはいっても、貸付承諾についてはいささかも約束していないことはいりまでもないことであるので、その取扱いについて誤

項 目	手 続 概 要	説 明
(3) 審査調書の作成	審査調書は次の各項目について検討した結	<p>解を受けないよう処理していく必要がある。</p> <p>なお現在予備申請書は受付をしても、事業団内部で何ら正式な処理が行なわれておらず形骸化しているきらいがある。</p> <p>もし予備申請書に実質的な意味を持たせる場合は、借入相談後できうる限り速やかに徴求し、担当理事等に回覧し書類上の正式な判断を求めた上で、貸付審査事務に入る等の明確な事務手続きが必要となつてこよう。(資金需給が逼迫してくれば、おのずから早めに予備申請書を受理し、プロジェクトの選別を強化しつつ、できうる限り早期に貸付方針を確定せざるをえないものと考えられる。しかし上述したように資金枠に余裕がある場合でも予備申請書には一定の意義があるものと考えられる。</p> <p>試験事業の場合は、試験事業の目的、試験</p>



	<p>果を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 貸付要項案</li> <li>② 借入申込者の概要と適格性</li> <li>③ 現地提携相手先の概要と適格性</li> <li>④ 現地開発企業の概要と適格性</li> <li>⑤ 開発事業の概要と進捗状況</li> <li>⑥ 融資対象事業内容の概要と目的、意義、妥当性、国際協力効果</li> <li>⑦ 開発事業の収益性</li> <li>⑧ 開発事業の資金計画 (収支計画表)</li> <li>⑨ 開発事業の資金計画 (資金計画表)</li> <li>⑩ 事業計画の概要を表わす図面</li> <li>その他必要に応じて</li> <li>⑩ 当該業界の動向</li> <li>⑪ 対象国の投資環境</li> <li>⑫ 開発対象品目事情</li> <li>⑬ その他</li> </ul>	<p>設計内容の検討を重点とし、原則として、収益性、長期の資金繰り等についての検討は省略することになっている。すなわち試験事業は本来の性格からみて試験の結果にもとづき将来の事業化をめざしてはいるが、試験事業自体の収益性はたなあげにして、試験事業内容の意義を追求するはずのものであるからである。</p> <p>従って当分の間林業の試験事業（特に造林）は試験内容、規模、収益性等を問わず一律に20年の償還期間を適用することになっている。</p> <p>(注)</p> <p>投融资審査等調査については別項。</p>
--	---	---

項 目	手 続	統 計	説 明
(4) 審査調書要約の作成	要約は審査調書の重点事項をとりまとめ記入する。主として理事会説明資料。(事業計画概要図を添付する。)	主として大蔵省説明資料として作成する。	
(5) 投融資案件説明資料の作成	審査調書の完成までに課長を中心とする検討を重ね、部長への説明によって仕上げる。	以後内部、外部の説明手順は次の通り。	
(6) 関係者への説明・協議(正式決定のため)			
	内 部	外 部	備 考
① 農林業計画調査部長への説明 (説明資料・審査調書)	① 林野庁計画課への説明 (説明資料・審査調書)	内部・外部への説明は、それぞれプロジェクトの内容、進捗状況に応じて適宜の時期を選んで実施する。	
② 担当理事への説明 担当・農林業担当理事 投融資担当理事 (説明資料・審査調書)	② 農林省国際協力課への説明 (説明資料・審査調書)	③ 外務省開発協力課への説明 (説明資料・審査調書)	

	<p>③ 投融资担当部長連絡会への説明</p> <p>(説明資料・審査調査要約)</p> <p>④ 説明理事会への説明</p> <p>(説明資料・審査調査要約)</p>	<p>④ 日本輸出入銀行(総務部業務課)及び海外経済協力基金(業務第1部,業務第3課)への協議(貸付要項等の一覧表)</p> <p>⑤ 大蔵省主計局への説明</p> <p>農林省,外務省合同で説明</p> <p>(説明資料・投融资案件説明資料)</p>	
<p>(7) 借入申込書の受理</p> <p>(8) 貸付承諾</p>	<p>借入申込書は貸付条件等について関係者の根まわしが終了した段階で申込者から正式に提出させる。</p> <p>① 承諾理事会への付議</p> <p>説明理事会への付議内容に変更がない場合は特に理事会を開くことなく,貸付承諾稟議書への捺印をもって換える。</p> <p>② 貸付承諾稟議書の決裁</p> <p>審査調査要約を添付して貸付承諾同を作</p>	<p>いうまでもなく,承諾理事会への付議までに,関係省庁への説明(協議)が終了し,すべて了解でなければならぬ。</p>	

項 目	手 続 統 計	説 明
	<p>成する。</p> <p>決裁の順序は次の通り</p> <p>林業投融资課長</p> <p>林業開発協力部長</p> <p>農林業計画調査部農林業計画課長</p> <p>次 長</p> <p>部 長</p> <p>調査役</p> <p>資金課長</p> <p>次 長</p> <p>部 長</p> <p>総務部</p> <p>総務課長</p> <p>総務部長</p> <p>担当理事</p> <p>農林業担当理事</p> <p>投融资担当理事</p> <p>経理担当理事</p> <p>非常勤理事</p> <p>総務担当理事</p>	

<p>(9) 貸付条件決定通知書</p>	<p>副総裁 総裁</p> <p>貸付条件決定通知書を作成し、通知発送何 をたてる。</p> <p>決裁順序</p> <p>林業投融资課長 林業開発協力部長 農林業計画調査部 農林業計画課長 次長 部長</p>	<p>借入申込書では、プロジェクト全体分（計画事業期間中全体の必要資金）の総所要資金に対して融資率を乗じたものを借入申込額として記載させている。</p> <p>これに対し、貸付条件決定通知書は原則として半年度分の貸付予定額を通知している。当該年度の後半部に通知する場合は、次年度分の資金実需時期も迫っていることでもあり、当該年度分と次年度分を併せて通知する場合もある。</p> <p>借入申込者の借入申込意志表示が、全体分であるにもかかわらず、その一部のみを承諾通知するという形式は、事業団の予算会計上やむをえない処理ともいえる。</p> <p>しかし、今後何らかの留保条件を付した上で、全体分を通知する方法をとるように変更することとも考えられよう。</p>
----------------------	---	---

項 目	手 続	説 明
2 貸付実行手続き (1) 貸付契約の締結	① 融資承諾決定後、貸付実行を行なうにあたり、投融資課にて各個別案件ごとに、貸付契約証書(案)を作成する。 貸付契約証書(案)は、貸付相手先と内容をつめたうえ弁護士と協議した後、事業団内部決裁を得て、貸付相手先に作成、調印を依頼する。 事業団内部決裁の順序は次の通りである。 林業投融資課長 林業開発協力部長 林業計画調査部農林業計画課長 " 次 長 " 部 長 経理部 調査役 " 資金課長 " 次 長	① 貸付契約締結の時期 貸付契約は、事業団として融資承諾の決定が行なわれた後 a 貸付相手先と現地開発企業との間の Loan Agreement が締結されていること。 b 日本側・相手国側の許認可が取得済であるか、取得の見込みが確実であること。 (日本側においては、日本銀行の「外貨証券の取得」に関する許可及び「債権の発生等の当事者となることの許可」、相手国側においては、投資許可等)。 c 事業計画が確定され、事業の着手が確実であること。 以上の諸条件がみたされ、現実に貸付実行が予定される時点で、貸付契約締結の手

	<p> <b>経理部 部長</b>  <b>総務部 部長</b>  <b>担当理事 部長</b>  <b>農林業担当理事</b>  <b>投融资担当理事</b>  <b>経理担当理事</b>  <b>総務担当理事</b>  <b>両副総裁</b>  <b>総裁</b> </p> <p>           貸付契約証書は、貸付相手先において保証銀行の承認（代表者印を捺印）を得たうえ、貸付先代表者印を捺印し、事業団においては総裁印を捺印し、事業団側は正本一通、貸付相手先側は副本一通を保有する。但し、保証銀行がさらに副本一通を保有することもある。            貸付契約証書には、貸付相手先の負担において、証券上の記載金額に応じて、印紙         </p>	<p>           統が行なわれる。  <b>㊟ 限度貸付契約と金銭消費貸借契約</b>            貸付契約を締結するにあたって、各年度について貸付予定額の金額を一括して実行する場合は、金銭消費貸借契約を締結し、貸付予定額を必要に応じて何回かに分割して貸付実行を行なう場合は、限度貸付契約を締結し、貸付実行が終了した後、債務承認及び弁済契約を締結する。  <b>㊞ 貸付予定額</b>            貸付契約は各年度毎に締結し、2年度以上の期間にわたって締結しない。従って貸付契約における貸付予定額は、当該年度における事業費に融資率をかけた金額とし、貸出期限は、各年度の3月31日とする。            これは、融資申込案件に対する事業団としての融資承諾は、数年間の事業期間について（おおむね3年程度）承諾が行なわれ         </p>
--	--	---

項 目	手 続	説 明
	<p>を貼付する。(49.4.1 改正印紙税法、別表第一参照)</p> <p>なお、債務承認及び弁済契約証書については、印紙税法別表第一の第 号に基づき 50 円の印紙を貼付する。</p> <p>② 貸付契約の締結にともない以下の書類を徴求する。</p> <p>a 約定書</p> <p>b 署名印鑑届</p> <p>c 印鑑証明書(貸付相手先及び保証銀行の代表者印鑑)</p> <p>d 貸付相手先・商業登記簿謄本及び保証銀行商業登記簿抄本</p>	<p>るが、これはあくまで事業団の内部決裁であり、借入申込者に対し、正式に承諾するものでなく、貸付契約の締結は、単年度主義のたてまえにより、数年間にわたる融資承諾期間の各年度限りの期間について行うことによるものである。(50.4.5 付「投融資関係了解事項について」を参照)(例外処理については後記)</p> <p>④ 約定書</p> <p>約定書は、事業団が貸付相手先と新規に取引を開始する場合、両者間の債務履行について、その基本的内容を取決めたもので、事業団は、貸付相手先に対し、事業団所定の約定書を画一的に適用し、貸付相手先は、代表者印を捺印し、印紙1000円を貼付(印紙税法、別表第1の第8号による)のうえ、事業団に差し入れることにより、こ</p>



れを包括的に承認する。

締結日は、貸付契約締結の日付とする。  
なお、事業団全体として、同一貸付相手先に対し、2回以上融資承諾を行なう場合は、約定書の徴求は省略する。

㊦ 署名印鑑届

署名印鑑届は、事業団が貸付相手先と取引を新規に始める場合、貸付相手先代表者が今後事業団との取引で使用する代表者及び代理人の使用印鑑を事業団所定の署名印鑑届の用紙により届け出でるものである。

届け出日は、貸付契約の日付と同日とする。

㊧ 印鑑証明書

貸付契約の締結において、契約当事者と  
して、契約証書に表示された貸付相手先代表者、保証銀行代表者が、契約証書に押し  
た印鑑について、確かにその契約当事者の

項 目	手 続	説 明
	<p>③ 貸付契約締結後、投融資課にて当該貸付契約につき、取引番号を定め、取引番号台</p>	<p>印鑑に相違ないことを確認するため、法務局の発行する、予め登録されている代表者印の印鑑証明と照合する。</p> <p>法務局の証明日は、余り古いものであれば、その間変更されている場合も考えられるので、貸付契約締結日より、概ね3ヶ月以内の印鑑証明書を提出してもらおうようにする。</p> <p>㊦ 商業登記簿謄本・抄本</p> <p>商業登記簿謄本・抄本は、貸付契約の締結において契約当事者として契約証書に表示された貸付相手先及び保証銀行の代表者が、真に代表者であるかどうかを確認するため、法務局の発行する商業登記簿により確認する。</p> <p>④ 取引番号の設定</p> <p>取引番号の設定は、次の記号により表示</p>

<p>(2) 資金交付願の受理</p>	<p>帳に記入する。 さらに貸付記入帳を作成し投融資課長の 検印を受ける。</p> <p>① 貸付契約締結後、事業団が貸付実行を行 なうにあたっては、各貸付実行のつど、貸 付相手先より事業団所定の用紙にて、資金 交付願の提出を求め、これに基づき、貸付 実行金額及び貸付日（送金日）を決定する。 資金交付願において、申請者は貸付相手 先代表者とし、宛先は、事業団総裁宛とす る。</p>	<p>する。 (資金区分)</p> <p>関連施設整備事業資金……………1 試験的事業等資金……………2 (開発協力区分)</p> <p>林業開発協力部……………3</p> <p>表示方法は、例えば、1-3-X-X-Xと する。(50.2.4「取引番号および手形番 号についての投融資関係担当者会議合意事 項」参照)</p> <p>④ 貸付実行の妥当性</p> <p>事業団が実際に貸付実行を行ならにあつ ては、事業団融資資金の使途が厳しく限 定されていることから、貸付実行時期及び 金額が融資対象事業を実施するうえで、必 要且、妥当であることを充分確認する必要 がある。この点について、限度貸付契約証 書上においても、事業の進捗状況を考慮し</p>
---------------------	--	---

項 目	手 続 き	説 明
	<p>事業団は貸付相手先からの資金交付願を受理するにあたっては、受付年月日、受付番号を記入のうえ、資金交付受付台帳に記入する。</p>	<p>て貸付実行を行なう旨、明記されており、現在のところ、林業投融资課では現地開発企業における資金使途実績・予定内訳表に基づいてすでに実施済の事業に要した資金並びに向う3ヶ月の事業を実施するために必要な資金について貸付実行を行なうかたちで運用されている。</p> <p>㊟ 為替レートの取扱い</p> <p>貸付相手先と現地開発事業との間で締結される Loan Agreement がドル建てで締結されている場合、事業団は貸付相手先に対しては円貨で資金を払出するので、現地開発企業へのドル送金額に相当する円貨を算出する必要がある。現在の変動為替相場制の下においては、日々為替レートが変動するので、ドル送金額の円貨換算にあたっては</p>

		<p>a 貸付相手先に予めドル送金予約を行なってもらい前もって貸付実行金額を確定しておくか、</p> <p>b 過去数日における為替レートの動きから、見込レートを設定し、貸付実行金額を確定したりえて、もし、実際の送金において、過不足が生じた場合は、次の貸付実行時にその調整を行なうかたちで処理する。(50. 5. 31 付、「貸付金額算定表について」参照)</p> <p>なお、上記の貸付実行金額の計算にあたっては10万円未満は切り捨てる。</p> <p>④ 資金使途実績・予定内訳表は、資金交付願における、借入希望額及び借入希望時期が妥当であることを根拠づける意味で、現地開発企業の融資対象事業に対する資金の使用状況(実績)並びに使途予定について貸付相手先より報告を提出してもらうもの</p>
<p>② 「資金交付願」と同時に貸付相手先より資金使途実績及び予定額についての内訳表を提出してもらう。この様式は特に定められていないが、宛先は林業開発協力部長宛とする。</p>		

項 目	手 続 統 き	説 明
(3) 貸付実行稟議	<p>資金交付額に基づいて、貸付実行金額及び送金時期等が確定した後、その貸付け実行について、事業団内部決裁を得る。決裁の順序は次の通り。</p> <p>林業投融资課長  林業開発協力部長  農林業計画調査部農林業計画課  " 次 長  " 部 長  経理部 調査役  " 資金課  " 次 長  " 部 長  担当理事 農林業担当理事  投融资担当理事  経理担当理事</p>	である。

	<p>貸付実行稟議書に添付する書類は次の通り。</p> <p>a 資金交付願 (写)</p> <p>b 貸付金額算定表</p> <p>c 資金使途実績・予定内訳表</p> <p>なお、新規貸付契約の場合における第1回目の貸付実行の際には、上記書類に加え、さらに次の書類を添付する。</p> <p>a 貸付契約証書 (写)</p> <p>b 約定書 (写)</p> <p>c 署名印鑑届 (写)</p> <p>d 印鑑証明書 (写) (貸付相手先及び保証銀行)</p> <p>e 商業登記簿抄本 (写)</p> <p>f 貸付相手先定款</p> <p>g Loan Agreement (写)</p> <p>h 日銀許可 (写)</p> <p>上記書類のうち、貸付契約証書、約定書、署名印鑑届、印鑑証明書、商業登記簿抄本</p>	
--	---	--

項 目	手 続	説 明
(4) 支出負担行為書	<p>のオリジナルについては、林業投融资課より            経理部資金課に提出し、同課で保管する。</p> <p>① 貸付実行稟議において、当該貸付実行に            ついて、承認を得た後、林業投融资課は、            財務会計上の処理として、支出負担行為書            (別紙事業団所定様式)を起案する。</p> <p>支出負担行為書の決裁は次の通りである。</p> <p>林業投融资課長            林業開発協力部長            農林業計画調査部農林業計画課長            " 次 長            " 部 長            経理部 資金課長            " 会計課長            " 財務課長            " 次 長            " 部 長</p>	<p>① 支出負担行為書            会計規定第30条「予算の実施及び統制」            において支出負担行為は示達された支出予            算実施計画及び債務負担行為実施計画の範            囲内において行なわれる旨規定されており、            事業団における交付金の支出等(海外技術            協力事業費、管理費等)については、従来            より、支出負担行為書に基づいて上記の支            出予算実施計画に定める金額を越えないこ            との確認を行なうため、「支出予算実施計画            差引簿」を備え、支出予算実施計画示達額            支出負担行為済額、支出決定済額等の記入            を行なってきた。</p> <p>事業団出資金による開発投融资資金の支            出についても現在のところ上記の手続が踏</p>



	<p>担当理事 林業投資課長 林業投資担当理事        林業投資課 林業投資課 経理担当理事</p> <p>支出負担行為書が経理部資金課を回る際        に、同課において、「開発投融資予算引簿」に記帳し、当該貸付実行金額が、事業        団全体として、開発投融資資金枠を超えて        いないことを確認し、予算の統制を行なり。        なお支出負担行為書には、資金交付願及        び伝票を添付する。</p> <p>② 支出負担行為書の決裁後、林業投融資課        にて、支出依頼書（支出負担行為書の下半        分）を起案し、出納命令役に対し、貸付相        手先に対する資金交付を依頼する。        支出依頼書の決裁の順序は次の通り。</p> <p>林業投融資課長        林業開発協力部長        経理部資金課長（合議）        経理部資金課において、支出金額を「投</p>	<p>しゅうりされ、「開発投融資予算引簿」を        備え、開発投融資資金枠を超えていない        ことの確認を行なっている。</p>
--	---	---

項 目	手 続 概 要	説 明
(5) 資金交付と利息の 徴求	<p>融資金管理簿」に記帳し、実際の資金手当にあたり、手許資金の不足がないかの確認を行なう。</p> <p>上記①②の手続は實際上、同時に行なわれ、決裁終了後、支出負担行為書（支出依頼書を含む）を、経理部資金課に提出し、資金交付後写しは資金課より当課に回送される。</p> <p>① 資金交付</p> <p>貸付相手先に対する資金交付は、経理部会計課において、通常銀行振込により行なわれる。</p> <p>貸付相手先の銀行口座に振込まれるのと同時に、貸付相手先より「領収書」を徴求する。</p> <p>林業投融资課は、貸付相手先に対し、事業団より資金交付が行なわれる日と同じ日</p>	<p>① 領収書の徴求について</p> <p>貸付契約における貸付方法は、限度貸付契約の場合、債務承認及び弁済契約が締結されるまでは、全部手形貸付けの方法で行なわれていたが、借入者の印紙負担の軽減、内部事務処理及び手形管理面の簡素化をはかるため、51年4月1日以降、新規に契約していく案件については、「手形を用いることに代え、領収書を徴求して、これを</p>

	<p>に、現地側へ送金せしめ、日本側で滞留させないようにする。それとともに、すみやかに、貸付相手先より、外国為替銀行の「送金計算書」を提出してもらい、その写しを経理部資金課に回す。</p> <p>貸付相手先が、事業団からの総資金を本邦側において、国内業者よりの物資の購入等に使用する場合は、領収書又はそれに類する書類を徴求するとともに、現地へ送付するにあたっての輸出承認書等を徴求する。</p> <p>② 利息の徴求</p> <p>a 利息の徴収方法</p> <p>利息の徴収方法については、国協連第3号「貸付要綱」第10条において、次のように定められている。</p> <p>「利息は償還元本の支払期日に、その期日までの額を徴収するものとする。元本据置期間中の利息は原則として年2回以</p>	<p>処理することとできる。」(51年3月17日)扱いはなっている。</p> <p>① 従来の手形併用による貸付方法の場合では、利息の徴収方法は、債務承認及び弁済契約を締結するまでは「借入日及び手形書き替えの日」に、借入日又は書き替えの翌日からその手形の満期日に至るまでの分を前払いする」ことになっており、資金交付と同時に利息の徴収を行なうことになっていた</p>
--	--	--

項 目	手 続	説 明
	<p>上の後払いにより徴収する。但し、手形貸付期間中は、原則として3ヶ月ごとの前払いにより徴収する。</p> <p>2. 利息の計算方法は1年を365日とする日割計算によるものとする。」</p> <p>b 利息徴収の手続</p> <p>利息の徴収にあたっては、まず利息金額について経理部資金課と照合したうえで貸付相手先に通知する。</p> <p>内部手続としては、林業投融资課において、収入依頼書を起案し、請求計算書、領収書、及び伝票を添付したうえで次の順序で決裁を回す。</p> <p>林業投融资課長 林業開発協力部長 林業計画調査部農林業計画課長</p> <p style="text-align: right;">次 長</p>	<p>が、「手形を用いることに代え領収書を徴収して、これを処理することでもできる」扱いになったのに伴い、利息の徴収は、年2回後払いするからちで行なわれる。</p> <p>なお、利息支払日の決定にあたっては、貸付相手先の意向を考慮するとともに、ローン・アグリメントにおける現地開発企業から本邦企業への利子返済日も考慮し、決定する。</p> <p>◎ 現在、利息の請求にあたっては、投融资課より電話で貸付相手先に通知し、利息の振込みがあった時点で、経理部資金課より、請求計算書、領収書を送付するという変則的処理になっているが、利息の請求にあたっては、徴収日より数日前に電話連絡をとるとともに、請求計算書を貸付相手先に書類送付しておくことが望ましい。</p>

<p>(6) 貸付記入帳</p>	<p>幾林業計画調査部長      決裁後、収入依頼書等を経理部資金課      に提出し、同課では「投融資資金管理簿」      に記帳を行なったうえで会計課に回す。      事業団銀行口座へ利息の振込が確認さ      れた後、資金課より、収入依頼書等の書      類の写しが投融資課に回送され、利息徴      収が完了したことが確認される。      資金の交付及び利息の徴求が行なわれるこ      とに元帳（貸付記入帳）に記帳し、課長の検      印を受ける。</p>	<p>各投融資で記帳されている元帳は、旧海外      貿の様式をそのまま利用しており、現在のと      ころ法定帳簿として公認されていない。</p>
------------------	---	--

## 第4章 貸付金の管理

項 目	手 続 統 計	説 明
<p>貸付金の管理事務の取扱いは、取扱いにあたっては、厳正慎重を旨とし、手続きは円滑迅速に取り運び善良な管理者の注意をもって債権の保全に万全を期するものとする。</p>		
<p>1. 貸付資金管理 (1) 貸付契約</p>	<p>「第3章2の貸付実行手続(1)貸付契約の締結」の項参照。</p> <p>債務承認および弁済契約の締結の手続きは、限度貸付契約の締結の手続きに順ずる。</p>	<p>貸付けは原則として、当該年度限りの期間の限度貸付契約を締結して行ない、限度貸付契約により行なわれた場合、貸付を完了した時点で債務承認および弁済契約を締結する。</p> <p>契約証書の作成にあたっては、当案件ごとに顧問弁護士と相談のうえ作成していくものとす。が、貸付承諾時の貸付決定条件に従ってなされるものとする。</p> <p>債務承認および弁済契約の締結時期は限度貸付契約上は「債務者は債権者が請求したときは、直ちにこの契約による債務について債</p>

		<p>務承認を行ない……」となっており、債権者が選べることになっている。</p> <p>通常手形貸付の場合は最終貸付時の手形期日に債務承認をさせている。領収書による貸付の場合は最終貸付時か、貸付終了後出来る限りすみやかに締結させるべく配慮する必要がある。</p>
(2) 貸付金の交付	<p>「第3章2の貸付実行手続(2)資金交付願の受理」の項参照。</p>	<p>貸付金の交付は原則として、債権保全手続が完了後、事業の進捗状況等確認のうえ、資金の必要時期および必要額に応じて貸付けの相手方より「資金交付願」を受けて行なうものとする。</p>
(3) 期日管理	<p>手形期日、利息徴収期日、元金回収期日の管理は「期日帳」を使用し一括管理する。</p>	<p>貸付金に係る期日の管理は貸付実行と同時に完済まで手形期日、利息徴収期日、元金回収期日等について失念をきたさないよう期日帳に記入して管理するものとする。</p>
(4) 完済に伴なう措置	<p>① 担当者は資金課より債権が完済になった旨の連絡を受けたときは貸付金記入帳に完</p>	

項 目	手 続	説 明
<p>2. 貸付金債権管理</p> <p>(1) 指示事項通知書</p> <p>(2) 資金使途の確認</p>	<p>済の表示をする。</p> <p>② 資金課より債務承認および弁済契約証書等の返還を受けた場合は、当該書類を担当課長の決裁をうけて債務者に返戻する。</p> <p>貸付契約後すみやかに限度貸付契約証書に基づき「指示事項通知書」を債務者に通知する。</p> <p>決裁の順序は次の通り。</p> <p>林業投融资課長  林業開発協力部長  農林業計画課長  農林業計画調査部次長  " 部長</p>	<p>貸付金管理上必要な事項について、限度貸付契約証書の中で貸付けの相手方に対して報告を求めるとして規定している。</p> <p>貸付金債権の管理者として債権保全上必要が認められる場合は指示事項通知書に基づいての報告書類の徴求だけでなく直接説明または報告を求めるとする。</p> <p>貸付金の交付にあたって、貸付資金が契約証書に記載する資金使途通り使用されるよう貸付けの相手方から資金の使途を証する証拠</p>



<p>(3) 工事完成・事業 実施状況の確認</p>		<p>証書の提出を受けて確認するものとする。 貸付資金交付後必要に応じて指示事項通知に基づき報告によるほか適当な時期に現地調査により施設等の設置状況、事業の実施状況等を確認するものとする。</p>
<p>(4) 貸付けの相手方の調査</p>		<p>債権の管理上必要な場合および貸付金の使用について疑義を生じた場合には、貸付けの相手方の書類、帳簿および事業の状態を調査するものとする。</p>
<p>(5) 貸付条件の変更</p>	<p>条件の変更については、すべて関係官庁の内諾を得たうえで総裁決裁によって決定し、所要の処理を行なり。</p>	<p>① 貸付の相手方から事業計画または資金使用の変更の申出を受けた場合には、その変更が当初の貸付資金の趣旨および融資効果ならびに与信上の視点からみて適当である場合に限って認めるものとする。 ② 貸付けの相手方から償還期限、償還方法担保および保証人等の変更の申出を受けた場合はその変更の必要性および債権保全上の支障がないか否かを調査して決定するものとする。</p>

項 目	手 続	説 明
(6) 担保権の管理		<p>のとする。</p> <p>① 担保を徵求した場合、原則として抵当権の設定登記等、第三者に対抗する要件を具備するようすみやかに必要な手続きをとるものとする。</p> <p>② 貸付実行後、貸付けの相手方の業況、担保物件等に重要な変動があった場合には、債権の管理保全上支障の有無を調査し、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>③ 貸付けの相手方の商号、住所および資本金の変更、代表者印鑑または届出印鑑ならびに代表者の変更等取引にあたっての届出事項に変更のあった場合は変更の都度すみやかに届出を求めるとする。</p>
(7) 保証人		<p>① 保証人の徵求にあたっては保証人の保証能力の有無を調査するとともに、保証意志の確認を行なうものとする。</p>

<p>(8) 繰上げ償還の指示</p>		<p>② 貸付実行後、保証人の保証能力に重要な変動があった場合には、債権の管理保全上支障の有無を調査し、保証人の変更あるいは追加等必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>③ 保証人の住所、印鑑等保証人徴求にあたっての届出事項に変更のあった場合は、変更の都度すみやかに届出を求めらるものとする。</p> <p>貸付けの相手方が次のいずれかに該当する場合には、原則として期限の利益を失わせ、償還期限にかかわらず、貸付金の一部または全部の弁済を請求しなければならぬ。ただし、貸付資金の趣旨および貸付けの相手方の状況等からみて適当と認められる場合には繰上げ償還の指示を猶予することができる。</p> <p>① 貸付けの相手方が資金を金銭消費貸借契約証書その他金銭貸借に関する契約証書に記載された用途以外に使用しまたは貸付後</p>
---------------------	--	--

項 目	手 続 き	説 明
		<p>長期にわたり使用しない場合。</p> <p>② 貸付けの相手方が償還または利息の支払いを遅延し、以後早期に償還または支払いが見込まれない場合その他前号の契約に基づき義務の履行を怠った場合。</p> <p>③ 貸付けの相手方または当該開発事業の契約の相手方が開発事業に係る契約等を解除し、もしくはその履行を怠ったとき、または上記開発事業の目的の達成が困難もしくは不可能となったと認められる場合。</p> <p>④ 貸付けの相手方の財産または担保物件について強制執行、執行保全処分もしくは競売の申請を受け、または公租公課の滞納処分を受け、または破産、和議、会社整理もしくは会社更生手続の申立てを受けた場合、または解散もしくは事業団の承諾なしに営業の全部もしくは一部を譲渡した場合。</p>

		<p>⑤ 貸付けの相手方が手形交換所から取引停止処分を受けた場合。</p> <p>⑥ 貸付けの相手方が支払を停止した場合。</p> <p>⑦ その他期限の利益を喪失させなければならない場合。</p>
<p>(9) 期限前償還</p>		<p>貸付けの相手方に開発事業から当初計画以上に回収金等があり、貸付けの相手方の弁済能力に余力が生じたこと認められる場合は、貸付けの期限および償還方法にかかわらず貸付けの全部または一部について期限前償還の請求を行なうことができる。</p>
<p>(10) 損害金</p>		<p>元金および利息の期日後入金による損害金は入金しなければならぬ金額に対し、その期日の翌日から入金日までこれを徴収するものとする。</p>

第5章 その他の他

項 目	手 続 き	説 明
<p>1. 残高証明書の発行</p> <p>2. 統計資料作成</p>	<p>貸付先から貸付金の残高証明書発行依頼があった場合は次の手続きによる。</p> <p>① 当該先の貸付金記入帳の残高との照合により残高証明書発行依頼書の林業部関係残高欄に担当者の確認印を押しし資金課に回付する。</p> <p>② 資金課で所定の手続きにより証明書を発行し貸付先に発送する。</p> <p>③ 発送の控を資金課より回付を受け保管する。</p> <p>貸付承諾状況、貸付契約状況、貸付実行状況、貸付金利息（手数料）徴収状況、償還元金回収状況</p> <p>上記について月別、四半期別、年度別、地域別、国別、貸付先別、プロジェクト別等を作成する。</p>	

( 関連施設整備資金貸付契約例 )

限度貸付契約証書

( 貸付けの要項 )

第 1 条 国際協力事業団 ( 以下「甲」という。 ) は ○ ○ 株式会社 ( 以下「乙」という。 ) に対し、下記要項により、金員を貸し渡すことを約諾した。

記

1. 金額 元本限度額 金 . . . . . 円也  
ただし、一部又は全部の弁済があっても、貸付累計額はこの限度をこえないものとする。
2. 使 途 乙が 国 所在の同国法人 ○ ○ 会社 ( 以下「丙」という。 ) との間に締結した西暦 年 月 日付 Loan Agreement ( 以下「原貸借契約」という。 ) のうち本契約書末尾記載の施設 ( 以下「本施設」という。 ) の建設工事のため乙が丙に対し融資する資金。
3. 貸出期限 昭和 年 月 日  
ただし、上記期限は、本施設の建設工事の進捗状況を勘案して、甲において延長することができる。
4. 貸付方法 乙は借受けの都度、当該金額につき領収書を甲に交付する。  
この契約に基づく貸付けの時期及び金額については、貸出期限内において、本施設の建設工事の進捗状況及び乙の資金繰りその他の事情を考慮して甲が定めるも

のとする。

本施設の建設工事の変更又は原貸借契約の変更その他の事情により、融資資金が減額されたときは、甲はこの契約による限度額までの貸付けを行わないことができる。

5. 償還期限 昭和 年 月 日

6. 利率 元本残高につき年 %

7. 利息支払方法

(1) 元本残高につき毎年 月 日及び 月 日に後払いする。

(2) 利息の計算方法は、1年を365日とする日割計算による。

(3) 利息の支払期日が休日のときは、甲から別段の指示がない限り、これに次ぐ営業日に支払いものとする。この場合、利息の計算はその支払日までの期間について行なり。

(特約)

第2条 次の各号の一つに該当するときは、甲はこの契約に基づきあらたな貸付けを拒絶し、若しくは貸付限度を減額し、又はこの契約を解除することができるばかりでなく、乙に対し通知により期限の利益を失わせ、第1条第5号の償還期限にかかわらず、直ちに一部又は全部の債務を弁済させることができる。

(1) 乙が元本の償還若しくは利息の支払いを怠り、借入金を第1条第2号の用途以外に流用し、又はこの契約若しくはこの契約に付帯する契約の諸条項に基づきその他の義務の履行を怠ったとき。



(2) 丙が原貸借契約に基づき乙から借り受けた資金を本施設の建設工事以外の用途に流用したとき。

(3) 原貸借契約が解除されるか、若しくは乙又は丙が原貸借契約に基づく義務の履行を怠ったとき、又は原貸借契約に基づく義務の履行が困難若しくは不可能となったと甲が認めるとき。

(4) 丙が解散、事業閉鎖又は若しくは事業不振に陥ったと甲が認めるとき若しくは丙につき破産の申立てがあったとき。

(5) 乙が自己の意志により丙の株主権又は経営権を失ったとき。

(6) 乙の財産又は担保物件につき、差押の申立て、仮差押若しくは仮処分の申請、競売の申立て又は公租公課の滞納による督促若しくは保全処分を受けたとき。

(7) 乙につき、整理、更生手続、和議若しくは破産の申立て又は支払の停止があったとき。

(8) 乙が手形交換所から取引停止処分を受けたとき。

(9) 乙が振出し若しくは引受けた手形の支払いを満期日に行なわなかったとき、又は乙が振出した小切手の支払いを行なわなかったとき。

(10) 乙が解散、事業閉鎖又は甲の承諾なしに営業の一部若しくは全部の譲渡を行なったとき。

(11) 乙が甲との他の契約に基づく債務の履行を怠ったとき。

(12) 乙が丙の資金のために日本輸出入銀行（海外経済協力基金）とすでに締結した契約及び今後締結する契約並びにこれらに付帯する一切の契約において、乙の借入金につき期限の利益が喪失させられたとき。

2 債務の弁済が債務の全部を消滅させるに足りないときは、甲が適当と認める順序方法により、これを充当することができる。

3. 債務不履行のときは、乙は延滞元利金に対し、年14.5%の損害金を支払う。ただし、この場合の損害金の計算方法は1年を365日とする日割計算による。

( 期限前償還 )

第 3 条 乙は原貸借契約に基づく返済代金の入金がある原貸借契約上の支払期日前にあったときは、第1条第5号の償還期限にかかわらず、甲の指定する金額を甲の指示するところに従い弁済するものとする。

( 原貸借契約等の変更 )

第 4 条 原貸借契約の当事者の変更、その他原貸借契約に係る重大な変更については、乙はすべて事前に甲の承認を受けるものとする。

( 債権の譲渡等 )

第 5 条 乙はこの契約締結以後、原貸借契約に基づく丙に対する貸付金債権及び貸付金利息請求権を、甲の承諾なしに他に譲渡し又は担保に提供してはならない。

2. 乙はこの契約に基づく債務の履行を担保するため、甲が請求したときは、前項の債権を甲の指示するところに従い甲に譲渡し若しくは質入れし又はその代理受領の権限を甲に付与するものとし、これに必要な一切の手続をとるものとする。

3. 前項の規定により、譲渡若しくは質入れを受け又は代理受領の権限を付与された債権について、その代金を受領したときは、甲は第1条第5号の償還期限にかかわらず、直ちにこの契約による債務の弁済に充当することができる。

( 担 保 )

第 6 条 乙は甲が請求したときは、この契約に基づく債務の担保として、甲の承認する物件を甲に提供し、甲の指示するところに従い、質権、抵

当権若しくは譲渡担保権を設定するものとし、これに必要な一切の手続をとるものとする。

( 施設の処分 )

第 7 条 乙は丙が本施設の譲渡、売却、担保提供等の一切の処分を行なうときは、事前に甲の承認を受けるものとする。ただし、甲は丙の上記の行為が公共性を維持する限り承認するものとする。

( 債務承認及び弁済に関する契約 )

第 8 条 乙は甲が請求したときは、直ちにこの契約による債務について債務承認を行ない、かつ第 1 条第 5 号の償還期限にかかわらず、甲の指示する償還期限及び方法に従い弁済契約を締結するものとする。

( 報告、承認及び通知 )

第 9 条 乙は甲の指示するところに従い、本貸付金の使途状況、原貸借契約の履行状況並びに本施設の建設工事及び利用の状況、その他必要な事項を甲に報告するものとする。

2. 乙は毎決算期に、乙並びに丙の事業状況、資産、負債及び収支の状況その他事業に関する事項を甲に報告するものとし、かつ甲が請求したときは、乙並びに丙の決算及び利益処分について、あらかじめ甲の承認を受けるものとする。

3. 乙は、乙又は丙の事業経営に関し、重大な変更若しくは事態が生じたとき又は生ずるおそれがあるときは、直ちにこれを甲に通知するものとする。

( 帳簿等の調査及び報告 )

第 10 条 甲は必要と認めるときは、乙及び丙の事業の状態その他甲の指示する事項について、乙に報告を求め又は乙の財産、帳簿、書類及びその他の資料を調査することができる。

2. 乙は甲が必要と認めるときは、甲が直接本施設の工事及び利用の状

況の調査を行なうことに関し、あらかじめ丙の承諾をとりつけておく  
とともに、この調査に必要な協力を行なうことを認諾する。

(費用の負担)

第11条 この証書の作成その他この契約に関する一切の費用は、乙がこれを  
負担するものとする。

(保証人)

第12条 株式会社〇〇銀行は、この契約から生ずる一切の債務について保証  
人となり、乙と連帯して、乙と保証人間の保証委託契約の効力にかか  
わらず債務履行の責に任ずる。

2 保証人がこの契約による債務の一部を弁済し、甲に代位するときは  
代位によって取得出来る権利又は順位を無償で甲に譲渡する。

3 乙は甲が請求したときは、甲の承認する連帯保証人を遅滞なく追加  
するものとする。

(公正証書の作成)

第13条 乙及び保証人は、甲が請求したときは、いつでも公証人に委嘱して  
この契約による債務の承認及び強制執行の認諾ある公正証書の作成に  
必要な手続をとるものとする。

(管轄裁判所)

第14条 この契約に関する一切の訴訟の管轄裁判所は東京地方裁判所とする。

この契約を証するため、証書正本1通、副本1通を作成し、甲は正本を乙は副  
本をそれぞれ保有する。

昭和 年 月 日

債 権 者

国際協力事業団

債 務 者

〇 〇 株式会社

連 帯 保 証 人

株式会社〇〇銀行

本施設〇表示

( 試験的事業資金貸付契約例 )

## 限度貸付契約証書

( 貸付けの要項 )

第 1 条 国際協力事業団 ( 以下「甲」という。 ) は〇〇株式会社 ( 以下「乙」という。 ) に対し、下記要項により、金員を貸し渡すことを約諾した。

### 記

1. 金額 元本限度額金 円也  
ただし、一部又は全部の弁済があっても、貸付累計額は、この限度をこえないものとする。
2. 使途 乙が 国 所在の同国法人〇〇会社 ( 以下「丙」という。 ) との間に締結した西暦 年 月 日付 Loan Agreement ( 以下「原貸借契約」という。 ) のうち本契約書末尾記載の試験的事業 ( 以下「本事業」という。 ) のため乙が丙に対し融資する資金。
3. 貸出期限 昭和 年 月 日  
ただし、上記期限は、本事業の進捗状況を勘案して、甲において延長することができる。
4. 貸付方法 乙は借受けの都度、当該金額につき領収書を甲に交付する。  
この契約に基づく貸付けの時期及び金額については、貸出期限内において、本事業の進捗状況及び乙の資金繰りその他の事業を考慮して甲が定めるものとする。  
本事業計画の変更又は原貸借契約の変更その他の事情により、融資資金が減額されたときは、甲はこの契約

による限度額までの貸付けを行わないことができる。

5. 償還期限 昭和 年 月 日

6. 利率 元本残高につき年 %

7. 利息支払方法

(1) 元本残高につき毎年 月 日及び 月 日に後払いする。

(2) 利息の計算方法は、1年を36.5日とする日割計算による。

(3) 利息の支払期日が休日のときは、甲から別段の指示がない限り、これに次ぐ営業日に支払うものとする。この場合、利息の計算はその支払日までの期間について行なり。

#### (特約)

第2条 次の各号の一つに該当するときは、甲はこの契約に基づくあらたな貸付けを拒絶し、若しくは貸付限度を減額し、又はこの契約を解除することができるばかりでなく、乙に対し通知により期限の利益を失わせ、第1条第5号の償還期限にかかわらず、直ちに一部又は全部の債務を弁済させることができる。

(1) 乙が元本の償還若しくは利息の支払いを怠り、借入金を第1条第2号の用途以外に流用し、又はこの契約若しくはこの契約に付帯する契約の諸条項に基づくその他の義務の履行を怠ったとき。

(2) 丙が原貸借契約に基づき乙から借り受けた資金を本事業以外の用途に流用したとき。

(8) 原貸借契約が解除されるか、若しくは乙又は丙が原貸借契約に基づく義務の履行を怠ったとき、又は原貸借契約に基づく義務の履行

が困難若しくは不可能となったと甲が認めるとき。

- (4) 丙が解散、事業閉鎖又は著しく事業不振に陥ったと甲が認めるとき、若しくは丙につき破産の申立てがあったとき。
- (5) 丙が本事業を閉鎖又は著しく本事業が不振に陥ったと甲が認めるとき。ただし、上記事態の発生理由が試験的事業本来の性格に基づくとして甲が認めた場合を除く。
- (6) 乙が自己の意志により、丙の株主権、経営権を失ったとき、又は本事業に参画、協力することを止めたとき。ただし、上記の意志発動理由が前号後段ただし書きの事由に基づくものであると甲が認めた場合を除く。
- (7) 乙の財産又は担保物件につき、差押の申立て、仮差押若しくは仮処分の申請、競売の申立て又は公租公課の滞納による督促若しくは保全処分を受けたとき。
- (8) 乙につき、整理、更生手続、和議若しくは破産の申立て又は支払の停止があったとき。
- (9) 乙が手形交換所から取引停止処分を受けたとき。
- (10) 乙が振出し若しくは引受けた手形の支払いを満期日に行なわなかったとき、又は乙が振出した小切手の支払いを行なわなかったとき。
- (11) 乙が解散、事業閉鎖又は甲の承諾なしに営業の一部若しくは全部の譲渡を行なったとき。
- (12) 乙が甲との他の契約に基づく債務の履行を怠ったとき。
- (13) 乙が丙の資金のために、日本輸出入銀行（海外経済協力基金）とすでに締結した契約及び今後締結する契約並びにこれらに付帯する一切の契約において、乙の借入金につき期限の利益が喪失させられたとき。



第 2 条 債務の弁済が債務の全部を消滅させるに足りないときは、甲が適当と認める順序方法により、これを充当することができる。

第 3 条 債務不履行のときは、乙は延滞元利金に対し、年 14.5% の損害金を甲に支払う。ただしこの場合の損害金の計算方法は 1 年を 365 日とする日割計算による。

#### ( 期限前償還 )

第 3 条 乙は原貸借契約に基づく返済代金の入金が原貸借契約上の支払期日前にあつたときは、第 1 条第 5 号の償還期限にかかわらず、甲の指定する金額を甲の指示するところに従い弁済するものとする。

#### ( 事業計画等の変更 )

第 4 条 乙又は丙が本事業の計画の変更その他本事業の経営又は丙の運営に関する重大な変更をするについて、乙はすべて事前に甲の承認を受けるものとする。

第 2 条 前項の変更につき、甲が承認しなかったにもかかわらず、当該変更が実行された場合は、この契約第 2 条第 1 項の特約に準じ、甲は乙に対し期限の利益喪失等を行なうことができる。

#### ( 原貸借契約等の変更 )

第 5 条 原貸借契約の当事者の変更、その他原貸借契約に係る重大な変更については、乙はすべて事前に甲の承認を受けるものとする。

#### ( 債権の譲渡等 )

第 6 条 乙は、この契約締結以後、原貸借契約に基づく丙に対する貸付金債権及び貸付金利息請求権を、甲の承諾なしに他に譲渡し又は担保に提供してはならない。

第 2 条 乙は、この契約に基づく債務の履行を担保するため、甲が請求したときは、前項の債権を甲の指示するところに従い甲に譲渡し、若しく

は質入れ又はその代理受領の権限を甲に付与するものとし、これに必要な一切の手続をとるものとする。

3. 前項の規定により、譲渡若しくは質入れを受け又は代理受領の権限を付与された債権について、その代金を受領したときは、甲は第1条第5号の償還期限にかかわらず、直ちにこの契約による債務の弁済に充当することができる。

(担保)

第7条 乙は、甲が請求したときは、この契約に基づく債務の担保として、甲の承認する物件を甲に提供し、甲の指示するところに従い、質権、抵当権若しくは譲渡担保権を設定するものとし、これに必要な一切の手続をとるものとする。

(債務承認及び弁済に関する契約)

第8条 乙は、甲が請求したときは、直ちにこの契約による債務について債務承認を行ない、かつ第1条第5号の償還期限にかかわらず、甲の指示する償還期限及び方法に従い弁済契約を締結するものとする。

(報告、承認及び通知)

第9条 乙は、甲の指示するところに従い、本貸付金の使途状況、原貸借契約の履行状況、並びに本事業の状況、その他必要な事項を甲に報告するものとする。

2. 乙は毎決算期に乙並びに丙の事業状況、資産、負債及び収支の状況その他事業に関する事項を甲に報告するものとし、かつ甲が請求したときは、乙並びに丙の決算及び利益処分について、あらかじめ甲の承認を受けるものとする。

3. 乙は、乙又は丙の事業経営に関し、重大な変更若しくは事象が生じたとき又は生ずるおそれがあるときは、直ちにこれを甲に通知するも

のとする。

( 帳簿等の調査及び報告 )

第10条 甲は、必要と認めるときは、乙及び丙の事業の状態その他甲の指示する事項について、乙の報告を求め又は乙の財産、帳簿、書類及びその他の資料を調査することができる。

2 乙は、甲が必要と認めるときは、甲が直接本事業の状況の調査を行なうことに関し、あらかじめ丙の承諾をとりつけておくとともに、この調査に必要な協力を行なうことを認諾する。

( 費用の負担 )

第11条 この証書の作成その他この契約に関する一切の費用は、乙がこれを負担するものとする。

( 保証人 )

第12条 株式会社〇〇銀行は、この契約から生ずる一切の債務について保証人となり、乙と連帯して、乙と保証人間の保証委託契約の効力にかかわらず債務履行の責に任ずる。

2 保証人がこの契約による債務の一部を弁済し、甲に代位するときは、代位によって取得できる権利又は順位を無償で甲に譲渡する。

3 乙は、甲が請求したときは、甲の承認する連帯保証人を遅滞なく追加するものとする。

( 公正証書の作成 )

第13条 乙及び保証人は、甲が請求したときは、いつでも公証人に委嘱してこの契約による債務の承認及び強制執行の認諾ある公正証書の作成に必要な手続をとるものとする。

( 管轄裁判所 )

第14条 この契約に関する一切の訴訟の管轄裁判所は東京地方裁判所とする。

この契約を証するため証券正本1通 副本1通を作成し、甲は正本を乙は副本をそれぞれ保有する。

昭和 年 月 日

債権者

国際協力事業団

債務者

〇 〇 株式会社

連帯保証人

株式会社〇〇銀行

本事業の表示

試験事業資金貸付契約例)

## 限度貸付契約証書

(貸付けの要項)

第 1 条 国際協力事業団(以下「甲」という。)は〇〇株式会社(以下「乙」という。)に対し、下記要項により、金員を貸し渡すことを約諾した。

### 記

1. 金額 元本限度額金 円也  
ただし、一部又は全部の弁済があっても、貸付累計額はこの限度をこえないものとする。
2. 使途 乙が 国 所在の同国法人〇〇会社(以下「丙」という。)との間に締結した末尾記載の試験造林事業(以下「本事業」という。)を目的とする西暦 年 月 日付 Loan Agreement (以下「原貸借契約」という。)に基づく乙の丙に対する融資資金。
3. 貸出期限 昭和 年 月 日  
ただし、上記期限は、本事業の進捗状況を勘案して、甲において延長することができる。
4. 貸付方法 乙は借受けの都度、当該金額につき領収書を交付する。この契約に基づく貸付けの時期及び金額については、貸出期限内において、本事業の進捗状況及び乙の資金繰りその他の事情を考慮して甲が定めるものとする。本事業計画の変更又は原貸借契約の変更その他の事情により融資資金が減額されたときは、甲はこの契約による限度額までの貸付けを行なわないことができる。
5. 償還期限 昭和 年 月 日

6. 利 率 元本残高につき年 %

7. 利息支払方法

(1) 元本残高につき毎年 月 日及び 月 日に後払いする。

(2) 利息の計算方法は、1年を365日とする日割計算による。

(3) 利息の支払期日が休日ときは、甲から別段の指示がない限り、これに次ぐ営業日に支払うものとする。この場合、利息の計算はその支払日までの期間について行なり。

(特 約)

第 2 条 次の各号の一つに該当するときは、甲はこの契約に基づくあらたな貸付けを拒絶し、若しくは貸付限度を減額し、又はこの契約を解除することができるばかりでなく、乙に対し通知により期限の利益を失わせ、第1条第5号の償還期限にかかわらず、直ちに一部又は全部の債務を弁済させることができる。

(1) 乙が元本の償還若しくは利息の支払いを怠り、借入金を第1条第2号の用途以外に流用し、又はこの契約若しくは、この契約に付帯する契約の諸条項に基づくその他の義務の履行を怠ったとき。

(2) 丙が原貸借契約に基づき乙から借り受けた資金を本事業以外の用途に流用したとき。

(3) 原貸借契約が解除されるか、若しくは乙又は丙が原貸借契約に基づく義務の履行が困難若しくは不可能となったと甲が認めるとき。

(4) 丙が解散、事業閉鎖又は著しく事業不振に陥ったと甲が認めるとき、若しくは丙につき破産の申立てがあったとき。

- (5) 丙が本事業を閉鎖又は著しく事業不振に陥ったとき、甲が認めるとき。  
ただし上記事態の発生理由が試験事業本来の性格に基づくとき、甲が認めない場合を除く。
- (6) 乙が自己の意志により丙の株主権、経営権を失ったとき、又は本事業に参画、協力することを止めたとき。ただし、上記の意志発動理由が前号後段ただし書きの事由に基づくものであるとき、甲が認めない場合を除く。
- (7) 乙の財産又は担保物件につき、差押の申立て、仮差押若しくは仮処分の申請、競売の申立て又は公租公課の滞納による督促若しくは保全処分を受けたとき。
- (8) 乙につき、整理、更生手続、和議若しくは破産の申立て又は支払いの停止があったとき。
- (9) 乙が手形交換所から取引停止処分を受けたとき。
- (10) 乙が振出し若しくは引受けた手形の支払いを満期日に行なわなかったとき、又は乙が振出した小切手の支払いを行なわなかったとき。
- (11) 乙が解散、事業閉鎖又は甲の承諾なしに営業の一部若しくは全部の譲渡を行なったとき。
- (12) 乙が甲と締結した他の契約及び今後本事業について締結する契約に基づく債務の履行を怠ったとき。
2. 債務の弁済が債務の全部を消滅させるに足りないときは、甲が適当と認める順序方法により、これを充当することができる。
3. 債務不履行のときは、乙は延滞元利金に対し、年14.5%の損害金を支払う。この場合の損害金の計算方法は1年を365日とする日割計算による。

( 期限前償還 )

第 3 条 乙は原貸借契約に基づく返済代金の入金が原貸借契約上の支払期日前にあったときは、第 1 条第 5 号の償還期限にかかわらず、甲の指定する金額を甲の指示するところに従い弁済するものとする。

( 事業計画等の変更 )

第 4 条 乙は本事業計画の変更、その他本事業の運営又は丙の経営に関する重要な変更をするについて、すべて事前に甲の承認を受けるものとする。

2. 前項の変更につき、甲が承認しなかったにもかかわらず、当該変更が実行された場合は、この契約第 2 条第 1 項の特約に準じ、甲は乙に対し期限の利益喪失等を行なうことができる。

( 原貸借契約等の変更 )

第 5 条 原貸借契約の当事者の変更、その他原貸借契約に係る重要な変更については、乙はすべて事前に甲の承認を受けるものとする。

( 債権の譲渡等 )

第 6 条 乙はこの契約締結以後、原貸借契約に基づく丙に対する貸付金債権及び貸付金利息請求権を甲の承諾なしに他に譲渡し又は担保に提供してはならない。

2. 乙は、この契約に基づく債務の履行を担保するため、甲が請求したときは、前項の債権を甲の指示するところに従い甲に譲渡し、若しくは質入れ又は代理受領の権限を甲に付与するものとし、これに必要な一切の手続をとるものとする。
3. 前項の規定により、譲渡若しくは質入れを受け又は代理受領の権限を付与された債権について、その代金を受領したときは、甲は第 1 条第 5 号の償還期限にかかわらず、直ちにこの契約による債務の弁済に



充当することができる。

(担保)

第7条 乙は甲が請求したときは、この契約に基づく債務の担保として、甲の承認する物件を甲に提供し、甲の指示するところに従い、質権、抵当権若しくは譲渡担保権を設定するものとし、これに必要な一切の手続をとるものとする。

(債務承認及び弁済に関する契約)

第8条 乙は甲が請求したときは直ちにこの契約による債務について債務承認を行ない、かつ第1条第5号の償還期限にかかわらず、甲の指示する償還期限及び方法に従う弁済契約を締結するものとする。

(報告、承認及び通知)

第9条 乙は甲の指示するところに従い、本貸付金の使途状況、原貸借契約の履行状況、本事業の実施状況、本事業の試験結果及びその他必要な事項について甲に報告するものとする。

2 乙は毎決算期に、乙ならびに丙の事業状況、資産、負債及び収支の状況その他事業に関する事項を甲に報告するものとし、かつ甲が請求したときは、乙並びに丙の決算及び利益処分について、あらかじめ甲の承認を受けるものとする。

3 乙は、乙の事業経営に関し、重大な変更若しくは事態が生じたとき又は生ずるおそれがあるときは、直ちにこれを甲に通知するものとする。

(帳簿等の調査及び報告)

第10条 甲は必要と認めるときは、乙及び丙の事業の状態、その他甲の指示する事項について、乙から報告を求め、又は乙の財産、帳簿、書類及びその他の資料を調査することができる。

- 2 乙は甲が必要と認めるときは、甲が直接本事業の状況の調査を行なうことに関し、あらかじめ丙の承諾をとりつけておくとともに、この調査に必要な協力を行なうことを認諾する。

(費用の負担)

第11条 この証書の作成その他この契約に関する一切の費用は、乙がこれを負担するものとする。

(保証人)

第12条 株式会社〇〇銀行はこの契約から生ずる一切の債務について保証人となり、乙と連帯して、乙と保証人間の保証委託契約の効力にかかわらず、債務履行の責に任ずる。

- 2 保証人がこの契約による債務の一部を弁済し、甲に代位するときは、代位によって取得できる権利又は順位を無償で甲に譲渡する。

- 3 乙は甲が請求したときは、甲の承認する連帯保証人を遅滞なく追加するものとする。

(公正証書の作成)

第13条 乙及び保証人は、甲が請求したときは、いつでも公証人に委嘱してこの契約による債務の承認及び強制執行の認諾ある公正証書の作成に必要な手続をとるものとする。

(管轄裁判所)

第14条 この契約に関する一切の訴訟の管轄裁判所は東京地方裁判所とする。

この契約を証するため証書正本1通、副本1通を作成し、甲は正本を乙は副本をそれぞれ保有する。

昭和 年 月 日

債権者

国際協力事業団

債務者

〇〇株式会社

連帯保証人

株式会社〇〇銀行

本事業の表示

( 関連施設整備資金債務承認および弁済契約例 )

## 債務承認および弁済契約証書

国際協力事業団(以下「甲」という。)と〇〇株式会社(以下「乙」という。)とは、甲と乙との間に締結した昭和 年 月 日付限度貸付契約証書(以下「原契約証書」という。)に基づく債務の承認並びに弁済方法に關し、次の契約を締結する。

( 債務の弁済要領 )

第1条 乙は原契約証書に基づき、甲に対し現に金 円の確定債務を負担していることを承認し、当該債務を下記要領により履行することを確約した。

### 記

1. 償還期限 昭和 年 月 日

2. 償還方法 (1) 次のとおり分割弁済すること。

昭和 年 月 日に金 円を弁済し、爾後毎年 月 日及び 月 日に金 円宛弁済し、昭和 年 月 日に金 円を弁済し完済する。

ただし、当該期日が休日に当たるときは、甲から別段の指示がないかぎり、これに次ぐ営業日に支払うものとする。

(2) 乙と 国 所在の同国法人〇〇会社(以下「丙」という。)との間に締結した西暦 年 月 日付Loan Agreement(以下「原貸借契約」という。)に基づく返済代金の入金が入金が原貸借契約上の支払期日前にあったときは、前号の償還期限及び本号の償還方法にかか

ならず、甲の指定する金額を甲の指示するところに従い弁済するものとする。

3. 利 率 元本残高につき  $\frac{\quad}{\quad}$  %

4. 利息支払方法

(1) 昭和 年 月 日に本契約締結の翌日から昭和 年 月 月 日迄の分を第1回とし、元本の完済日を最終回として、その間毎年 月 日及び 月 日にその日までの分を後払いする。

ただし、当該日が休日に当たるときは、甲から別段の指示がないかぎりこれに次ぐ営業日に支払うものとする。この場合、利息の計算はその支払いの日までの期間について行なう。

(2) 利息の計算方法は、1年を365日とする日割計算による。

(特 約)

第2条 次の各号の一つに該当するときは、甲は乙に対し通知により期限の利益を失なわせ、第1条第1号の償還期限及び第2号の償還方法にかかわらず、直ちに一部又は全部の債務を弁済させることができる。

(1) 乙が元本の償還若しくは利息の支払いを怠るか、又は原契約証書に基づき甲から借り受けた資金を末尾記載の施設（以下「本施設」という。）の建設工事以外の用途に流用するか、又はこの契約若しくはこの契約に付帯する契約の諸条項に基づくその他の義務の履行を怠ったとき。

(2) 丙が原貸借契約に基づき乙から借り受けた資金を本施設の建設工事以外の用途に流用したとき。

- (3) 原貸借契約が解除されるか、若しくは乙又は丙が原貸借契約に基づく義務の履行を怠ったとき、又は原貸借契約に基づく義務の履行が困難若しくは不可能となったと甲が認めるとき。
  - (4) 丙が解散、事業閉鎖又は若しくは事業不振に陥ったと甲が認めるとき、若しくは丙につき破産の申立てがあったとき。
  - (5) 乙が自己の意志により丙の株主権又は経営権を失ったとき。
  - (6) 乙の財産又は担保物件につき、差押の申立て、仮差押若しくは仮処分申請、競売の申立て又は公租公課の滞納による督促若しくは保全処分を受けたとき。
  - (7) 乙につき整理、更生手続、和議若しくは破産の申立て又は支払いの停止があったとき。
  - (8) 乙が手形交換所から取引停止処分を受けたとき。
  - (9) 乙が振出し、若しくは引受けた手形の支払いを満期日に行なわなかったとき、又は乙が振出した小切手の支払いを行なわなかったとき。
  - (10) 乙が解散し、事業閉鎖し、又は甲の承諾なしに営業の一部若しくは全部の譲渡を行なったとき。
  - (11) 乙が甲と他の契約に基づく債務の履行を怠ったとき。
  - (12) 乙が丙の資金のために日本輸出入銀行（海外経済協力基金）とすでに締結した契約及び今後締結する契約並びにこれらに付帯する一切の契約において、乙の借入金につき期限の利益を喪失させられたとき。
2. 債務の弁済が債務の全部を消滅させるに足りないときは、甲が適当と認める順序方法により、これを充当することができる。
  3. 債務不履行のときは、乙は延滞元利金に対し、年14.5%の損害金を支払う。ただし、この場合の損害金の計算方法は、1年を365日とする日割計算による。

( 施設の処分 )

第 3 条 乙は、丙が本施設の譲渡、売却、担保提供等の一切の処分を行なうときは、事前に甲の承認を受けるものとする。

ただし、甲は丙の上記の行為が公共性を維持する限り承認するものとする。

( 保証人 )

第 4 条 株式会社〇〇銀行は、この契約を承認し、この契約から生ずる一切の債務について引続き保証人となり、乙と連帯して乙と保証人間の保証委託契約の効力にかかわらず、債務履行の責を負う。

( 費用の負担 )

第 5 条 この証書の作成その他この契約に関する一切の費用は、乙がこれを負担するものとする。

( 適用、準用規程 )

第 6 条 この契約に関しては、この証書に別段の定めがあるものの外は、すべて原契約証書の各条項を適用又は準用するものとする。

( 公正証書の作成 )

第 7 条 乙及び保証人は、甲が請求したときはいつでも公証人に委嘱して、この契約による債務の承認及び強制執行の認諾ある公正証書の作成に必要な手続をとるものとする。

この契約を証するため、証書正本 1 通、副本 1 通を作成し、甲は正本を乙は副本をそれぞれ保有する。

昭和 年 月 日

（印字）

債権者

国際協力事業団

債務者

〇〇株式会社

連帯保証人

株式会社〇〇銀行

本施設の表示

（印字）

（印字）



